要　望　項　目

平成２３年１２月１２日

社会福祉法人　秋田県社会福祉協議会
会　　長　　佐々木　　満

秋田県地域福祉推進委員会
委員長　　本　橋　　豊

1	市町村行政機関への社会福祉士の配置について

現在、国が進めている障害者制度改革では、平成 25 年８月までの障害者総合福祉法施行をめざして骨格に関する提言をまとめており、それに基づいた制定と実施が急がれているところであります。

また、平成 22 年 12 月に公布された改正障害者自立支援法により、平成 24 年４月から地域自立支援協議会の設置が法的に義務付けられるとともに、相談支援体制の充実など障害者等の地域生活を支援するための環境整備がすすめられています。

そのなかで、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」の設置が求められており、あわせて地域の障害者等と直接関わる専門職の配置も求められています。

さらには、平成 24 年 10 月からの障害者虐待防止法の施行に伴い、市町村に障害者虐待防止センターの設置が義務付けられており、障害者の権利擁護に関する専門的な知識と経験を有する専門職の確保が求められています。

そこで、障害者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域社会のネットワーク構築や課題解決に向けた実践のため、福祉の専門職である社会福祉士が関わり、支援できるよう行政・関係機関における社会福祉士の配置をお願いいたします。